

# SEC が一連の資本市場規制緩和措置を発表

## (PCAOB も 404 条内部統制の監査基準の緩和案を発表)

日本証券経済研究所  
専門調査員 杉田浩治

米国 SEC は、12 月 13 日から 18 日にかけて、米国資本市場の規制を緩和する提案および決定事項の発表を行った。この変更の中には、SOX 法 404 条実施方法の見直しなど、12 月 15 日付本欄で紹介した「資本市場規制に関する委員会」の提言に含まれていた事項も入っている。

また、PCAOB (Public Company Accounting Oversight Board、公開会社会計監査委員会)も、SEC の SOX 法 404 条実施方法の見直し提案をうけて 19 日に監査法人の企業内部統制監査基準第 2 号 (AS2) の変更案を発表した。

以下、SEC および PCAOB のプレス・リリース等に基づき変更点のポイントなどを紹介したい。

### 1 . SOX 法 404 条関係

#### (1) SEC が 404 条解釈指針 (ガイダンス) を提案 (12 月 13 日発表)

##### 提案の内容

SEC は、公開企業が財務報告に関する内部統制の有効性を評価するにあたっての 404 条の解釈指針 (ガイダンス) を新たに提案した。企業がこれに沿って有効性評価を実施してもよいし、または従来 (03 年 6 月 5 日施行) の規則に則って実施しても良いことにすると提案している。

提案されたガイダンスは、「リスク」と「重大性」に着目したプリンシプル・ベースのガイダンス (細かい規則よりも原理・原則を示してその遵守を監視する方式) を導入している。

具体的には二つの原則を重視するとしている。第一に、「内部統制システムが、財務諸表の重大な (material) 虚偽記載を防げない、あるいは発見できないことになっていないか」を判定・評価しなければならない原則であり、第二は、企業経営者が当該企業の特殊性や置かれた環境などに基づき財務報告の信頼性について大きなリスク (the greatest risks) をもたらす分野・事項を把握して、それについての内部統制をチェックする原則である。

言い換えれば、経営者に要求されることは、当該企業の財務報告に重大かつリスクの大きい影響をもたらす分野・事項を決定・認識し、それに関わる内部統制を実施・評価することである。提案されるガイダンスはその方法論などについて言及する予定、としている。

上記のガイダンス案について、SECはFederal Registerに発表後60日間パブリック・コメントを受け付けるとしている。

#### **ガイダンス提案についての関係者の評価**

SECのCox委員長はプレス・リリースの中で「企業経営者がより能率的、費用効率の高い内部統制評価を実施出来るようになり、投資家も企業のコスト低下のメリットを受ける」と述べているが、13日付ウォール・ストリート・ジャーナル紙も「企業経営者は財務諸表に関わるリスクの小さい事項をチェックする必要がなくなる」と報じた。

また14日付ワシントン・ポスト紙は「SECスタッフは、企業規模・業務内容の複雑性（complexity）など企業の実情に応じた評価方法の開発を促進するものだ」と述べている」と伝えた。

さらに「NYSEおよびNASDAQも“SECの決定はSOX法の規制コストを低減させることになる”と新提案を支持する声明を発表した」と、14日付Investment News.comは伝えている。

#### **（2）PCAOBが内部統制監査基準第2号（AS2）の変更案を発表（12月19日発表）**

PCAOBは、従来の監査基準2号に代わる新しい基準の案を発表した。

PCAOBのプレス・リリースは、「新基準は監査法人が重要事項に集中して監査業務を行うよう設計されたプリンシプル・ベースの基準である。このため、目的達成にあたって不必要な手続きを削除するとともに、基準を簡明化・短縮化している。また、重大な欠陥（significant deficiency）、重大な弱点（material weakness）などの定義を改正する。」と述べている。

またPCAOBのOlson会長は、「新基準はSOX法実施後2年間の経験を踏まえて作成したものであり、監査業務がより効率的に、リスク・ベースにより、かつ対象企業の規模や複雑性（complexity）にフィットした方法で実施されることになると信じる」と述べている。

なお、この変更案は、70日間（07年2月26日までの）パブリック・コメント受付期間を経た後、PCAOBが最終案を採択したうえで、SECの承認を得るという運びになる。

#### **（3）小規模企業へのSOX法404条の適用を再延期する（12月15日にSECが最終決定）**

時価総額7千5百万ドル未満の企業についてのSOX法適用時期を、「2007年7月15日以降に終わる決算期から」と予定していたが、これを「2007年12月15日以降に終わる決算期から」に延期する。

（筆者注：これは1のような「提案」ではなく、採択（決定）事項である。）

## 2. 外国企業の米国資本市場からの退出条件を緩和(12月13日にSECが案を発表)

米国公募資本市場で資金調達を行った外国企業が、米国市場から退出する(すなわち1934年法12条(g)項に基づく株式登録を終了し、同法13条(a)項のもとでの報告義務を終了する)場合の条件について、現在は「米国株主が300人未満」となっているのを、「直近1年間の米国市場における取引高が、当該企業株式の主たる取引市場における取引高の5%以下となった場合」に変更する。

(筆者注:この変更の意味することについては、12月15日付本欄レポート“「米国資本市場規制に関する委員会」の第1回報告発表”の7頁を参照頂きたい。)

## 3. その他

以上に述べたことのほか、SECは次の提案または決定を行っている。

ヘッジファンドその他の私募ファンドについて、個人の購入適格・資産基準を「保有純資産100万ドル以上」から「250万ドル以上」に引き上げる(13日に提案)。なお13日付ウォール・ストリート・ジャーナル紙によれば、SECのCox委員長は「250万ドル」の意味を「1982年に決められた100万ドルをインフレ修正した数字に近い」と述べている。

銀行の一部証券業務について「ブローカー登録」を免除する(18日にFRBと共同提案)。企業が株主総会招集通知状をインターネットを通じて提供することを認める(13日に決定)。